

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年12月5日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第7号

損害賠償の額の決定について

交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和6年9月26日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

長岡京市に本社を置く有限会社

2 事故の概要

令和6年6月21日午前9時30分頃、公用車（塵芥車）がごみ収集作業のため西の京地内の資源物ステーションに後進で幅寄せしていたところ、先着しごみ収集作業を行っていた相手方車両の右前部に接触。相手方車両のライトカバー及びフロントパネルを破損させたものである。なお、怪我をした者はなかった。

3 損害賠償の額

230,000円